

暴風警報、特別警報が発令された場合の措置について

午前7時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合	児童は自宅待機 (登校を見合わせる)
午前9時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合	臨時休業
午前7時以降、午前9時までに「暴風警報」もしくは「特別警報」が解除されたとき ※ただし、「特別警報」が解除され、「暴風警報」に変更した場合は臨時休業	児童は午前9時20分に 集合場所に集合し、 午前10時までに集団登校 ・時間割は、その日の2時間目～ 6時間目の用意をしてください。 ・授業は10:00に始まります。

○児童が在校中に「暴風警報」が発令された場合は安全確保に留意のうえ、すみやかに下校。

○児童が在校中に「特別警報」が発令された場合はただちに身を守るため、避難等の措置を講じます。(基本的に児童は学校で待機です。保護者の方は、速やかにお迎えをお願いします。)